妊婦健康診査のご案内（令和7年度）

東京都内の契約医療機関で妊婦健康診査を受ける方へ

1　妊婦健康診査は、保険外診療ですが、東京都内の市区町村では、「妊婦健康診査（超音波検査・子宮頸がん検診）受診票」を使用して、一部を公費で負担しています。ただし、受診票の検査項目以外の診察・検査等を行う場合は、公費負担との差額をお支払いいただくことがあります。事前に医療機関に受診票を持っていることを伝えた上で、お支払いをお願いします。

東京都内の妊婦健康診査の公費負担額（令和7年4月現在）

- ○　1　回　目：11,280円
- ○　2～14回目：　5,280円
- ○　超音波検査(1～4回目)：5,300円
- ○　子宮頸がん検診　：3,400円

※妊婦さんの状況や医療機関によって、検査の項目や流れなど、健康診査の内容が異なります。

2　東京都内で発行した受診票は、都内の契約医療機関のみでの使用となります。そのため、里帰り出産などで他道府県の医療機関で受診する場合は、受診票を使用できません。一度全額自費にてお支払いただき、下記の「里帰り出産等をされる方へ(里帰り等妊婦健康診査費助成金のご案内)」を参照してください。

里帰り出産等をされる方へ（里帰り等妊婦健康診査費助成金のご案内）

福生市にお住まいの妊婦さんが、里帰り出産等のために市が交付している「妊婦健康診査受診票」を使用できない他道府県の医療機関（助産院を含む）で受診をした妊婦健康診査に対し、助成金を交付します。

【対象者】

（1）東京都内の契約医療機関等以外で妊婦健康診査を受診した方
（2）妊婦健康診査受診日において、市内に住所を有する方
（3）福生市の保健指導票の交付を受けていない方
（4）助産所以外の医療機関において2回以上（初回を含む）の受診をした方

【申請方法】

助成対象となる出産の日（流産又は死産の場合はその日）から1年以内に、「里帰り等妊婦健康診査費助成金交付申請書」に必要書類を添えて、こども家庭センター（保健センター2階）に申請してください。

【必要書類等】

（1）妊婦健康診査受診記録が記載されている母子健康手帳
（2）医療機関が発行した妊婦健康診査を受診した旨が明記された領収書・明細書（原本）
（3）未使用の受診票
（4）本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証等)
（5）本人名義の口座の通帳（ゆうちょ銀行は、口座振替用の口座番号が印字されたもの）
（6）印鑑

※妊婦健康診査助成限度額は上記の**東京都内の妊婦健康診査の公費負担額**と同様になります。

問合せ　福生市こども家庭センター課母子保健係　042-552-0312